

くまもと マイ・リバー・サポート事業実施要項

(目的)

第1条 この事業は、県が管理する河川（以下「県管理河川」という。）において、個人又は団体（以下「ボランティア団体等」という。）が行う清掃、除草、植栽等の美化活動を支援することにより、河川の美化活動の普及と県民の河川美化に対する意識高揚を図ることを目的とする。

(活動区間)

第2条 この事業の対象は、県が管理する河川の区域内において、概ね100メートル以上にわたり、ボランティア団体等が行う美化活動とする。

(市町村と協力)

第3条 知事は、この事業を実施するに当たり、当該河川区間が存する市町村の長(以下「市町村長」という。)に協力を依頼するものとする。

(参加の申込)

第4条 ボランティア団体等は、この事業に参加しようとするときは、知事に申込書を提出するものとする。

(協定の締結)

第5条 知事は、前条の申込書を受理したときは、内容を審査し、適当と認める場合には、ボランティア団体等と協定を締結するものとする。

(支援事業の内容)

第6条 知事は、前条の協定を締結したときは、予算の範囲内において、ボランティア団体等の希望に応じ、次に掲げる中から必要な事業を支援するものとする。ただし、第5号の事業は、NPO及び町内会、婦人会並びに老人会その他地域住民で組織するボランティア団体等に限り支援を受けることができるものとする。

- (1) 美化活動に必要な用具等の支給
- (2) 活動者の傷害保険の加入
- (3) 美化活動を補助する作業員の派遣
- (4) 美化活動により収集したごみの運搬及び処分
- (5) 美化活動に対する報償金の支給
- (6) 美化活動に関するサインボードの設置

(安全の確保)

第7条 ボランティア団体等は、知事の安全指導に従い、事故等が発生しないよう安全に十分配慮するものとする。

2 ボランティア団体等は、美化活動にあたり少なくとも成人1名が参加することとし、15才未満の

者が参加するときは、15才未満の者10名に対して成人1名以上を保護者として参加させるものとする。

(助言又は勧告)

第8条 知事は、ボランティア団体等の美化活動に関して、必要な助言又は勧告ができるものとする。

(協定の解除)

第9条 知事は、ボランティア団体等が協定の解除を申し出たとき、協定の規定に違反していると認められるとき、又は美化活動を行う者としてふさわしくないと認められるときは、協定を解除できるものとする。

2 知事は、前条により協定を解除したときは、第6条に基づく支援事業について、ボランティア団体等に支給した用具の返還を求め、設置したサインボードを撤去するものとする。

(第三者との紛議)

第10条 ボランティア団体等の美化活動により発生した事故及び第三者との紛議については、県はその責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要項は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年10月11日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。